

第4章 対象

1 対象者

本指針では、事業の実施において一般的に意思決定に深く関わる「発注者」及び「開発事業者」を対象者とします。

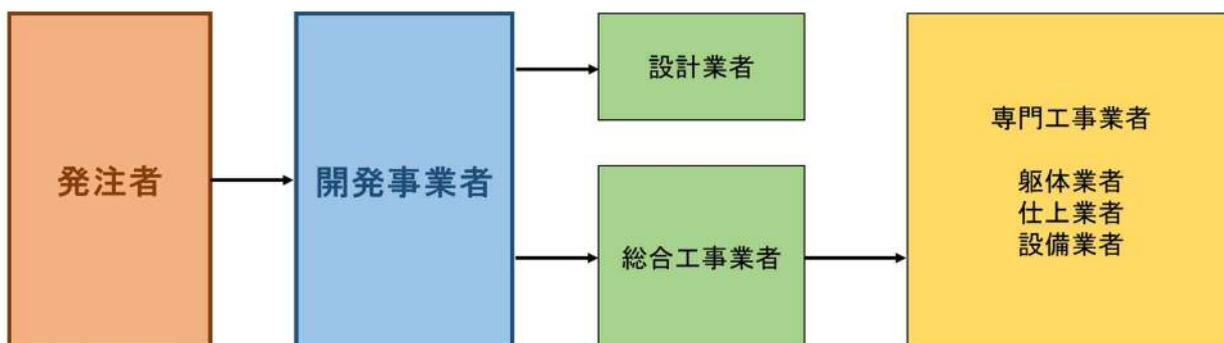


図 一般的な開発事業に関わる事業者の関係

発注者及び開発事業者（名古屋市を含む）と行政の役割

- 発注者及び開発事業者（名古屋市を含む）の取り組み

環境法令、条例を十分に理解して遵守し、市の関連計画・方針・目標との融合を図るとともに本指針を参考にして、環境配慮に積極的に取り組みましょう。

- 行政の取り組み

事業者が環境配慮に積極的に取り組めるよう、適切な情報提供やサポートを行います。

2 対象物

本指針では、第1章で示した土地利用率より、約5割を占める「建築物」、約3割を占める「道路」、都心の都市化による環境への影響を和らげる役割を持つ公園・緑地及び影響を和らげるポテンシャルを持つ広場をまとめた「公園・緑地・広場」の3つを対象物とします。

3 対象事業

- 「建築物」については、新築・改築、大規模改修を対象事業とします。
- 「道路」「公園・緑地・広場」については、整備・更新を対象事業とします。

建築物



道路、公園・緑地・広場

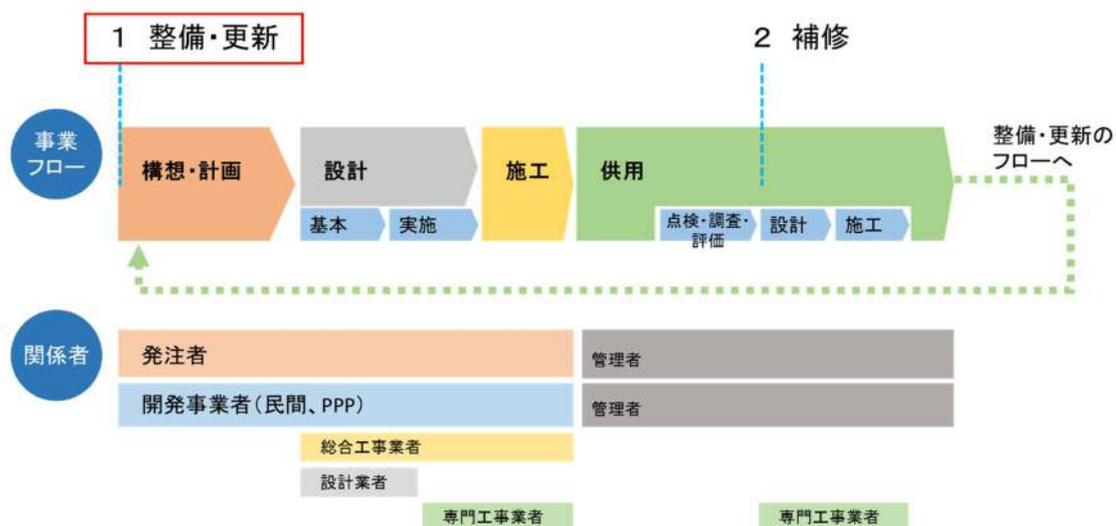


図 指針における対象事業の体系図

※PPP: Public Private Partnership の略称。公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。
民間資本を活用した社会資本整備 (PFI (Private Finance Initiative の略称)) は PPP の代表的な手法の一つ